

第9回公物管理分科会 議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 9 回公物管理分科会

日時：平成 21 年 3 月 31 日（火）16：06～17：37

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

- 1 開 会
- 2 官民競争入札等監理委員会による提言について
- 3 国土交通省からのヒアリング（国営公園の維持管理業務）
- 4 閉 会

< 出席者 >

（委員）

片山主査、井熊専門委員、小林専門委員、高崎専門委員

（国土交通省）

小林都市・地域整備局公園緑地・景観課長、町田都市・地域整備局公園緑地・
景観課公園緑地事業調整官、丸尾都市・地域整備局公園緑地・景観課公園企画
官

（事務局）

佐久間事務局長、森山参事官

片山主査 それでは、国土交通省からのヒアリングを行いたいと思います。本日は、公園緑地・景観課の小林課長さんにお越しいただいておりますので、国営公園の維持管理業務への市場化テスト導入検討について、御説明をお願いします。時間は10分以内とさせていただきます、その後、質疑応答を行いたいと思います。特に、本日の課題であります市場化テスト導入に関する事項を中心に御説明ください。

小林公園緑地・景観課長 それでは、6月のヒアリング以降の話を中心にさせていただきますが、若干おさらいの部分で1ページ目でございますが、国営公園につきましては全体で9万近くある公園の中で17といふかなり限定的なものでございますが、それがイ号とロ号に分かれておりまして、イ号が1つの都府県を超える見地から設置ということで地方負担をいただきながらやっておりますが、それに対しまして、ロ号というのは国家的記念事業あるいは歴史資産のかなり特殊なものでございまして、全額国費で整備するというものでございます。

以下、前回の資料がついておりますが飛ばさせていただきます、6ページを御覧いただきたいと思います。国営公園については前回も少し御説明をいたしましたが、直轄の管理組織がもともとなかったということで、昭和49年からアウトソーシングということで公益法人を設立いたしまして、そこで国が自ら実施する許認可等、限定的な部分を除いては一元的・包括的に委託をしてきたということでございます。

具体的な内容につきましては7～8ページに示しておりますけれども、多岐にわたる業務をバラバラに出すのではなく、包括的にアウトソーシングをしてきたということでございます。

10ページを御覧いただきたいと思いますが、昭和49年以来、平成18年に至るまで競争性のない随意契約で国営公園の管理のために作りました財団と契約して業務をやっておりましたけれども、平成18年末に公共サービス改革基本方針の中で、特に国家的記念事業の公園は別として、イ号公園について民間競争入札の対象とすることも視野に入れて、業務監督体制や競争入札に必要な意義、管理水準の数値化等も含めて結論を得るという方向性を出していただきました。

これと前後いたしまして、随意契約の適正化ということで平成19年度から、今までは単年の随意契約でございましたけれども、単年で外部に委託することも難しいということで、3年の国庫債務負担行為を起こしまして、その中で公募をやりましたけれども、具体的に応募の意思を表示したものはありましたが、最終的にアプライまでいかなかったというようなことでございます。

その後平成20年度7月に、財務省の予算執行調査でも、より競争性の高い方式、すなわち総合評価一般競争入札という一部価格も入れたような競争についても試行するべきというような方向性が出されました。

また、ロ号についても随意契約を企画競争にするというような方向で、平成21年度からということで同じく3年国債で既に公募をいたしましたが、今回はまだ民間参入と

いうところまでは至っていないということでございます。

いよいよ平成 22 年度、企画競争、一部総合評価を試行するという事で検討を進めてきています。12 ページを御覧いただきたいと思いますが、今までは公園緑地管理財団等と特命で随意契約してやってきたんですが、これを技術面の優れている者と契約するという事で、平成 19 年度にイ号公園で公募方式、平成 21 年度は口号公園で企画競争を行いました。今、我々が次にやりたいと思っているのが総合評価一般競争に基づくものでございまして、今までは技術提案だけだったんですが、技術面と価格面と両方入れて契約者を選択するという方法をとりたいということで、実費弁償方式ではなくて成果目標と施工数量を合わせて管理監督する請負契約というようなことで試行したいということで整理をしております。

次のページでございますけれども、具体的に今どんな検討を進めているかということですが、4 点ほどあります。1 つは、入札契約の手續に関して、業務内容あるいは実施条件をどういうふうに明示するか、あるいは評価項目をどうするのか。それから、競争参加資格要件をどう設定するのかというような入札契約手續に関する検討をしております。

それから、積算基準ということで、施工数量の整理、具体的に作業をやっていただく場合の管理マニュアル、点検要領、それから、維持管理業務の積算基準の整備というようなことを進めてきております。

それから、成果目標の達成状況、数量の確認ということでございます。今までは財団が入場者を自ら管理していたんですが、これはほかの者になりますとどうやって入園者数とか満足度とか事故というものを把握するのかということが、発注側できちんとしなければいけないものですから、この辺の方法の確立だとか、あるいは出来高数量の定期的な確認体制をどうするかというようなことを整理しております。

加えて、一部有料施設がございまして、こういうものも通常の維持管理業務と抱き合わせで、むしろ受注側がよりよい管理をするためのインセンティブということで、一体的に契約ができないかというようなこと等々を検討しております。先般も御説明しましたけれども、有明の東京臨海広域防災公園がちょうど平成 22 年から概成するのですが、それと北海道の滝野すずらん丘陵公園、この 2 公園について試行したいということで今準備しています。

14 ページでございますが、大体この作業が終わってきておりまして、平成 21 年 4 月から発注機関ごとに所要の調整をしまして、新しい業務をやる者を選ぶ手續に入るということで、業務開始から逆算していきますと今年 9 月には入札公告をして、業者を決定していくというようなことが要るだろうということで準備をしております。

その際に前回、当委員会から市場化のプロセスにのっかってやれないかという宿題をいただきましたので、乗せるとしたらということで仮に書かせていただいておりますけれども、民間競争入札を導入する場合にも総合評価一般競争をやるので、財務省協議をやるわけですが、それに加えて今度は官民競争入札等監理委員会で事前に入札公告の前にも

んでいただかなければいけないわけですから、その辺の時間を事務局とも詰めさせていただいております。

9月に入札公告することになると、遅くとも9月までに民間競争入札実施要項をまとめなければいけないので、かなり忙しいスケジュールになるとは思っておりますけれども、そんなスケジュール感でやるとしたら動くことになるのではないかと考えております。

いずれにしても私どもとしては、前回は御説明しましたとおり、総合評価一般競争入札の価格と企画内容の両方を客観的に評価して、受注者を決める方式の試行を2公園ほど是非平成22年度からやる方向でいこうということで、前回未知の世界に思い切って踏み出さなければいかんという御指摘もいただきましたので、そういう方向で考えていきたいと思っております。

なお、ちょっと戻りますが、別の動きとして11ページに地方分権の話がございまして、昨年末の2次勧告を受けまして先般工程表が決まりましたが、整備が概成したものについて現行法では国の公園を地方に出すことはできないということで、この検討を進めるべしというお話をいただいておりますけれども、10ページの下の方に、平成20年12月の公共サービス改革基本方針でも「分権の状況を踏まえつつ改めて検討を行い」と書いてございますが、一方で平成22年からそういうことがあるものですから、その辺は横にらみしながら民間競争入札導入の方向で、当省としては一歩進めなければいけないのではないかと考えている次第でございます。

以上でございます。

片山主査 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さん方から御発言をお願いします。

井熊専門委員 これは、過去にも公募方式みたいなものというのはとられていたのですが、競争というのはそのとき成り立って、ちゃんと事業者が来て、結構いい勝負になったというものもあったのでしょうか。

町田公園緑地事業調整官 平成19年の公募型の企画競争のときは、かなりの数の人たちが資料をとりに来てはくれたんですけども、実際に応札するところまではいかなかったです。これはやはり入札制度の適正化という流れが相当早かったので、なかなか準備も及ばなかったのだと思います。

来年の4月に向けた口号公園の企画競争では、それぞれの公園が幾つかとりに来ていて、関東で言いますと昭和記念公園ですとか、武蔵丘陵森林公園などがありますが、民間の競争者が現れて、実際に企画内容で競争したというような状況になりました。けれども、一番近かったのが武蔵丘陵森林公園なのですが、やはり僅差で既存の財団法人の方が評価が高いということで、結果的には民間が参入するに至らなかったところがございます。

小林公園緑地・景観課長 今は、こういう内容でやるぞという企画の競争なものですから、事前に評価方法は明示してやっていますが、どうしても今までやっているところが点数が高いという部分があって、どんな設定が一番公正なのかという辺りは難しいのですが、

今回の成果を踏まえながら、フィードバックしていかないといけない。余りハードルを下げてしまうとクオリティががんと下がるという心配もあります。

今回の平成 21 年の口号のときは、相当程度私どもも民間が入ってくることにに対する期待感と、ちょっと大丈夫かなという部分と両方ありましたが、結果的にはそういうことになりました。

片山主査 さっきから言われている総合評価方式一般競争入札というのは、今回我々がやっています一連の手續のプロセスに乗っかるという意味で受け取っていいのですか。

小林公園緑地・景観課長 乗っけることもできるかもしれませんが、価格以外の要素も含めて落札者を決める総合評価一般競争の場合、私たちのルールでは、財務省との関係で個別協議がやはり必要になります。

それをやるに当たって、市場化テスト導入に基づく民間競争入札実施要項をまとめられる時期との調整がうまくいくのかなと。

片山主査 それは可能なんですか。

森山参事官 実際に入札小委員会での協議とは別に財務省協議は行っております。幾つか定型パターンができたものにつきましては、お互いを情報交換して、そのような定型パターンの要件を満たせば財務省協議は原則問題がないというようなフォーマットができています例、例えば施設等のケースはございます。今回の公園につきましては、まもなく国民公園の実施要項も審議される予定となっておりますので、国民公園とあわせて国営公園の実施要項についても財務省と協議は当然進められていくものだと思っております。

小林公園緑地・景観課長 私どもも、まだ財務省協議を始めていないので、4月に入りましたら早急に対応を始めると同時に、もし市場化テストの委員会でもんでいただくことになれば、そこをどういうふうにするかというのは、おしりを決められた中でやらなければいけない。私どもとしても、前回片山主査からもお話がありましたけれども、国土交通省の中でやっているだけでは世の中に信用されないというような厳しいお話をいただきまして、そういう意味で言うと、多少手間があっても客観的にオーソライズしていただくということが新しい世界に踏み込むものですから、そういう手續がうまく収まるならということまでは整理しております。

片山主査 では、そういう前提で議論を進めたいと思います。

高崎専門委員 非常に前向きな検討をしておられるみたいなので、そういう面では敬意を表します。

最初に、7ページで包括的な発注をしておられるんだと、アウトソーシングしているだということをお伺いしたのですけれども、国土交通省の職員が大体 12 人程度、維持管理業務受託者は具体的には財団ですね。国土交通省の人で公権力の行使に係る許認可事務等とありますけれども、この業務で 12 人も要るのですか。

小林公園緑地・景観課長 12 人はほとんど管理の職員ではなくて整備の職員なので、管理に関しては専任の人間はゼロです。国営公園は、かなり大きな公園なものですから、整

備途中はそれなりに人間がいるんですけども、管理になれば減らしますので、そういう意味で言うと、管理は最初から財団にアウトソーシングをしています。

高崎専門委員 公園を経営とオペレーションと申しますか、運営に分けたときに、経営のトップマネジメントのところだけやっていればよいと思います。できるだけ一括して出した方が受ける方もいろいろ知恵を出しやすいし、余地も出てくるだろうと思うんですね。そういう工夫ができれば望ましいなと思います。

それから、先ほどから 13 ページに民間競争入札導入に関する検討ということで、4 つほど大きな柱を立てて進めておられるということをお聞きしました。テクニカルな面についてはいろいろ検討を進めておられて、いつでも対応できるというのは理解できるんですけども、ただし、スケジュール的な問題が非常に大きな課題だと仰っています。それが 14 ページの右下の枠内に書いてあるわけですが、これはいずれもスケジュール的な問題ですね。これは、もしやるとすれば半年ぐらいしかないわけですけども、先ほどはかなり苦しいというお話がございましたが。

町田公園緑地事業調整官 現実には、対象公園となっている有明の防災公園、北海道の滝野すずらん丘陵公園は契約事務をやっているのが本省ではありません。北海道開発局、関東地方整備局とも、支出負担行為担当官はそれぞれの局長です。ですから、我々はそのと一緒になって、それぞれの公園について作業は進めてきていて、大体基本的なそろえるべき作業の 7 割ぐらいがもう済んでいるかなと思います。感覚的な話ですけども。あとはもうちょっと細かいところを詰めながらということですから、こういう地道な作業は一定程度進んでいると御理解いただいて、あとは財務省に持ち込んでみて、それが価格と企画内容の比率が 1 対 2 なのか 1 対 3 なのかとか御了解いただいたり、あるいは会計検査院の意向とかそういうところは残っていますけれども、いずれにしても 9 月末日までには公告ができるようにというのはスケジュールの中で作業を進めてきております。

小林公園緑地・景観課長 先ほど、高崎専門委員がおっしゃった、なるべく包括的にということは、今まで国が組織を抱えていて管理していた事務を外に出すのではなくて、既に公園の管理財団という組織に包括的に出している業務を、より競争性のある形で出すということとして、なおかつ、有料施設みたいなインセンティブになり得る部分は、都市再生機構が一部やっていた業務を廃止するような交渉もしていますので、それも併せて維持管理運営することを考えています。役人がやっていた仕事をやるというよりは、やる人間がいなくて逆に財団が本来国が管理すべきものまで、ある意味役所とあうんの呼吸でやっていたものを、今度はもう少しきちんとチェックをするような体制にしないといかんというような構図なものですから、ちょっと通常の官民競争とは違っているかなという感じはいたします。

小林専門委員 今、小林課長がおっしゃったのは 12 ページの総合評価方式一般競争入札による契約方式の内容にかかわる話ですよ。右側の文言を読ませていただくと、「実費弁償を前提とせず」という次に、業務の監理監督を行うとおっしゃったのは今の言われた話

ですよね。これは国が業務管理をやられるということですか。

町田公園緑地事業調整官 契約に基づいて、それがきちんと履行されたかどうかという意味での確認をする必要があると。

小林専門委員 だから、おっしゃったところに相当議論の幅があるんですよね。これは悪く読めば、例えば、施工数量の実績に応じて契約の変更を行うというのは単価契約になって、要するに、単価を書いてもらって計算すると入札価格が出てくると。そこだけで競争するということになってしまえば、この技術面でもすぐれたものとかそういう話はどこかに行ってしまうよね。どこまで総合評価で技術を導入されようとしているのかというのが、これだけでは読み取れないというか、いかようにも解釈できるので、どういう方向で考えておられるのか、追加説明をお願いできればと思います。

町田公園緑地事業調整官 監理監督の度合いというのは我々もまだすごく迷っているところで、8ページを御覧いただきたいんですけども、総合評価一般競争入札をやるときは結局、価格の部分での競争も入ってくるものですから、きちんと数量を明記すると。一般的な工事の場合ですと積算基準みたいなものがきちんとできているんですよね。数量がわかって積算基準がきちんとできている、それを世の中の人がみんな平等に知っているということを前提にして価格競争の部分が行われるものですから、ある程度数量の議論は全部避けて通ることはできないなと思っているんです。だから、そこをどのくらいまでやるかということだと思うんですけども、8ページで言うと、縦に赤い欄で公権力、利用者サービス、動植物管理、清掃等と書いてありますけれども、最低限数量としてきちんと管理できているかどうかということが確認しやすいのは、例えば、動植物管理の植物管理の中で年間3回芝生を刈りましたとか、合計十何千平米ができていますというような確認、そういうことぐらいは最低限やらなければいけないかなと思っているんですよね。

小林専門委員 それだったら、今まで財団がやられていたことを国がやられるという話になってしまうわけですね。この企画競争もそうだし、技術提案型の総合評価という趣旨とはずれてくるのではないかと。

町田公園緑地事業調整官 おそらく、企画競争するところは利用者サービスの中で、例えば、イベントをどうするとか、安全管理に関してどのような提案をしてもらうとか、勿論今言ったハードの管理でもどれだけ効率的にやるかということもあると思うんですよね。こちらが明示した数字に対して、もっと少なくとも同じ性能を発揮できますというのも企画提案の1つだと思いますし、ですから、そういう中できちんと企画競争してもらって、最後管理する項目、数量で管理すべきところは何なのか。全部性能でもって、例えば、心地よく管理されているとか、きれいに管理されているということぐらいで本当に確認ができれば一番いいんですけども。ですから、もう少し具体的な数字等で管理のする項目が最低限あって、それ以外は事故がないとか、入園者数を達成したとか、弁当をたくさん買わせただとかそういうことで業務全体を評価できればいいなと思っています。ですから、我々も業務は省力化したいので、逐一数量を監理監督して、手の上げ下

げまで管理していくという意識でいるわけではないんです。

小林公園緑地・景観課長 事実、これまで民間委託に踏み込めなかったのは、直轄の管理専用の組織が全然ない中で財団を信頼して、いわば手足にして、それなりの水準とか管理を多少コスト高になるかもしれないけれども、今までは維持してきたというところからスタートしていますから、そこは今模索中で、まさにそこがテストなのかもしれないなどは思っているんですけれども。

森山参事官 今の管理監督の部分ですけれども、公園を広い意味で施設と考えた場合に、仕様発注で週に1回掃除しなさいというやり方ではなくて、使用した人にアンケートをとって、例えば80%の人に満足と答えていただけるような顧客満足度を要求水準として実施要項に規定するという方法はよく見られます。実施要項に従来どおりの細かな発注を規定しますと、審議の中で民間事業者が創意工夫を発揮する余地がないという議論が出てくると思います。

片山主査 その場合のアンケートは誰がやるんですか。

森山参事官 受託した民間事業者が入園者に対して実施します。その際、受託事業者に有利な特定の入園者を選別してはいけないので、ばらつきのないような形でアンケートを実施し、そのうち最低何パーセント回収して、その中で何パーセントに満足していただけるようにしますという形での要求水準を設定し、この要求水準を具体的にどのように達成するかについては、民間事業者に任せるといった形かと思います。

小林公園緑地・景観課長 結構、お金のかさも大きいものですから、単に定性的なところだけで本当に管理できるのかというところがありまして、特にこれから財務省協議に入る中で、ある程度出来高管理みたいなハードの部分は必要だろうと。最初から満足度だけで性能発注する、あるいはアウトカムの評価だけでいけるかという、乗り越えなければいけない部分もいろいろあるのかなとは思っています。

町田公園緑地事業調整官 結局、総合評価の工事だと、工事は目的物がちゃんとでき上がるので、価格競争した部分の出来高がきちんと上がったという証明は現物があるんですよ。だけれども、管理の場合は目的物が、出来高がきちんと目に見えるものではないですから。とはいえ、最初に競争するときの価格競争部分というのは数量と積算基準で価格を算出するものですから、その部分を管理段階でどこまで引きずらなければいけないかということだと思っんです。まるっきりそこで捨ててしまってもいいよと言うと、ある意味楽なんですけれども、そこもなかなか簡単には許してもらえない部分もあるのかなと。

小林専門委員 そこが市場化テストなんですよね。だから、極端に言えば、個別にそれぞれごとに契約するのはたまらんから一括して契約して、結局はそれぞれ個別のものをあねしているだけにすぎないという極端な話から、片方はかなり性能のところまで。もう一つは、今まで例えば、財団法人がやられていたところでマニュアルとか相当ノウハウがあると思うんです。それをどこまで標準化して入札のときに出せるかどうか、その辺のまとめ方というか、その辺に多分かかっていると思うんです。その辺の準備というのはされて

いるんですか。

町田公園緑地事業調整官 財団固有のノウハウと財団は思っていると思いますけれども、出すようにしています。

片山主査 それは税金で全部培ったノウハウですからね。

この2つの公園をとりあえず選んだというのは、何か理由があるんですか。

町田公園緑地事業調整官 平成22年に両方とも全園開園します。ほかのものはまだ整備途上なんです。国営公園は計画面積に対していうと、単純に言うと4分の1ぐらいがまだ開園してなくて、先ほど言った12人の職員というのはみんな設計したり、工事発注して工事管理をする人たちなんです。ところが、この2つは平成22年になりますと、その人たちのマンパワーとしては管理の方に若干力を割ける状態になってくるということで、対象にしています。

片山主査 今の整備の方に従事している国家公務員の人たちはどこに所属しているんですか。

小林公園緑地・景観課長 地方整備局です。

片山主査 直轄ではないけれども。

小林公園緑地・景観課長 直轄です。

片山主査 維持管理が直轄になるんですか。

小林公園緑地・景観課長 業務の全体を外部発注しているもので、基本的には直轄です。

高崎専門委員 ちょっと戻るかもしれませんが、13ページに今後の総合評価一般競争入札を目指して、これらは市場化テストにも使えると思うのですが、いろいろな検討を進めておられますが、これを見せていただいて、一番欠けていると言っては失礼なんですけれども、情報公開も大事なことではないかと思うのです。というのは、例えば評価項目、配点、評価比率、この辺はある程度マニュアルなり情報公開されるのでしょうかけれども、一番大事なものはどのように採点して、各業者が自分は何点とれたのかがわかるようにしてあげる。これは今、国土交通省の場合は、地方整備局で多少違うみたいですが、はっきりしないんですね。合計だけ公表する場合もあるし、内訳がわからない。したがって、業者さんは自分はこれだけ努力したのに何点とれたかわからない、次にどういうふうに努力すればいいのかわからない。なぜ入手できたのか、なぜできなかったのかもわからない。これが非常に不満の種になっていまして、それが客観性とか公平性の担保を欠く原因になっているかと思うんです。したがって、市場化テスト法の適用を是非検討していただきたいなと思います。

町田公園緑地事業調整官 現状の企画競争でも全部項目ごとの配点がどうなっているか採点が出ますから、得点がどうなったかというのはそれぞれの方々が来られて、全部お見せしています。ですから、今回とれなかった業者さんが来られて、どこの部分が低い得点だったかというのは皆さん御理解されております。ですから、更にとということだと思えますけれども、それもすべて実際に応募をかけるときから、どういうふうにするのか、何点

配点するのか、結果がどうなったかというのはみんな公開しております。

小林公園緑地・景観課長 総合評価一般競争については、工事については相当広く導入しておりますので、その中で一人一人の応募者に情報をどう戻すかということは一般的な制度として定着していますので、そういう意味で言うと外から見て全くわからないことはなく、あるいは異議申立てを受ける仕組みも作っておりますので、実際にそういうものを処理した事例も出てきていますから、省としても情報公開については十分配慮しながら進めていけると思います。

高崎専門委員 そういう流れにあることは承知しているんですけども、多少まだ不十分な点もあると思うのです。その辺が各業者さんは、どういう基準でどういうふうに採点されているのか、極端に言えば、恣意性があるんじゃないかなろうかといったことを疑問に思っている人も結構いますので、その辺が今の制度としての課題かなという感じがしているのです。

片山主査 そこはこちら側のプロセスに入れば、かなり払拭されるんじゃないでしょうかね。

井熊専門委員 情報公開という意味では、そういう評価のあれもあるのですが、やはり競争を公正にする、競争環境を同じにするという意味で、これまでどのくらいの人が入ったのかとか、このメンテに幾らぐらいかかったのかというようなことをできるだけ開示して、それが積算根拠になるわけですから、それをやらないと圧倒的に今までやってきたところが情報上有利になると。

あと、もう一つは、いかにチャレンジしてもらおうかということが重要なので、入札公告前のプロモーションというのは非常に重要なと思っています。例えば、国土交通省さんがやっているもので、羽田の国際ターミナルなどは国際的にもプロモーションをかけて入札者を誘ったというのがありますけれども、そのために例えば、今回の2つだけではなくて、これからもどんどんやるんだというようなアナウンスがあって、だったら初めに頑張ってみようというようなことがあるといいなと思いますし、そういうようなことで是非、民間事業がやる気になるような環境づくりとかその辺をいろいろ考えていくといいのかなと思います。

小林公園緑地・景観課長 今まで平成19年に公募方式をやって、平成21年に企画競争をやった感じで言いますと、一番はやはり期間なんですね。平成19年のときは随分見直しだということで急いでやったものですから、民間としても企画提案書を準備する期間が非常に短いということがあった。そういう意味でいうと、その期間を長くということで、今回、平成21年度業務もやったのですが、それでもやはり年内締め切りぐらいで、あと3か月ということで、ちょっと厳しかった。なるべく手続期間をとりたいので、9月という線を出しているんですが、一方、制度設計からの検討期間も必要であり、その辺が一番課題かなと。

井熊専門委員 やはり、公告前の事前の情報を、例えば勉強会、説明会と称して関心が

ある人を集めてやるとか、例えば、1者でやればいいんですけども、コンソーシアムを組んで応募するような場合というのは、公告のときにパートナーが決まっています、事前の簡単な意見交換などができているものとできていないものとは全然違うわけですね。ですから、そういった意味で事前の情報公開などをやっていくと、限られた期間をフルに検討に使えるということになるので随分違うかなと思います。

町田公園緑地事業調整官 実際には、サービス業部分といわゆる造園的な部分と機械系のメンテナンス部分、あとは総合企画的な、いわゆる広告代理店みたいな仕事と、結局1者でやるところというのは余りないんですよ。結局、やはり共同体だったり、協力会社だったりするわけですけども、今回は過去に2回繰り返してきているので、もう大体そういうものが生まれつつあるな、定型化しつつあるなというのは見えています。ですから、これから上がってくる企画・提案というのは、そういうやる人たちの意思のもとに時間をかけてきているので、もっと充実したい提案を出してきてくれるんじゃないかというのは期待しております。

小林公園緑地・景観課長 そもそも、公園の管理業というマーケットがないんですよ。

町田公園緑地事業調整官 造園管理だけだったらあるんですけども。

片山主査 ただ、今まで市場がないですからね。それはこれから育ってくるということでしょうね。

高崎専門委員 多分、入札しても応札者は最初は少ないと思いますね。幾つか理由があると思うんですけども、1つはまた財団が出てくると思うのですが、財団というのは民間企業から見ると発注者側であって、その後ろには国土交通省がついていると。そこにいきなり最初から飛び込んで競争するというのは、ちょっと避ける傾向にあるんじゃないでしょうかね。それも1つの大きな理由だと思います。

小林公園緑地・景観課長 今回の平成21年度業務は、関東などは特に造園関係の業界団体に今度こういうことをやるからという説明会をやっています、今まではちょっと遠慮していたものが、やってみるかなというようなグループも出てきて、21年度は19年度と大分雰囲気が違うという感じです。

片山主査 今回は初物だから、まだ手がついていないから。

小林公園緑地・景観課長 北海道の方は今まで財団がやっていますが、有明の方は財団が入っていない全く新しい公園です。しかも、価格が入ってくれば財団の方が不利じゃないかと逆に思うんですが。

片山主査 スケジュールがタイトだということが枠組みでありますけれども、これはいかがですか。

森山参事官 その点につきましては、入札を担当しているところとも意見交換をさせていただきまして、どういうスケジュールリングでいけばうまく間に合うのか、また事務局を通して御相談させていただきたいと思います。

片山主査 ほかに、どうしてもということはありませんか、よろしいですか。

それでは、今日の予定時間が終わりましたので、国土交通省からのヒアリングを終了したいと思います。本日のヒアリングで質問できなかった点ですとか、御意見などがありましたら、事務局に御連絡いただくようお願いいたします。

是非、市場化テストの対象として民間競争入札を実施するように、御懸念のスケジュールなどもあおりでしょうから、私どもの事務局とよく連絡をとって作業を進めるようにしてください。

今日は本当にお忙しいところをありがとうございました。